

**卸売市場法の改正を受け、東亜青果株式会社業務規程及び境港青果市場業務規程の改正を行いました。改正卸売市場法では、「卸売業者の売買取引の方法」及び「取引参加者の決済方法」について業務規程に定め、その内容を公表することとしています。**

**つきましては、次のとおり業務規程の公表を行います。**

**なお、この規程は改正卸売市場法の施行日と同日の令和2年6月21日に施行されます。**

#### 売買取引及び決済の方法

##### (売買取引の原則)

市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

##### (売買取引の方法)

卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

##### (差別的取扱いの禁止)

卸売業者は、市場における卸売の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

##### (受託契約約款)

卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

- 2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

##### (卸売物品の買受人の明示及び引取り)

卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が前項の物品の引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

##### (売買取引の制限)

せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

- 2 買受人が次のいずれかに該当するときは、開設者は、売買を差し止めることができる。
  - (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
  - (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(売買取引の条件の公表)

開設者は、次の各号に掲げる事項について、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡し方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(卸売予定数量等の公表)

開設者及び卸売業者は毎開場日、別に定めるところにより重要な品目の品目別の卸売予定数量並びに卸売数量及び卸売価格を公表するものとする。

- 2 前項の公表は、卸売予定数量についてはその品目の販売開始前に、卸売数量及び卸売価格については販売終了後すみやかに行うものとする。
- 3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第18条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

(仕切り及び送金)

卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の売買仕切金を現金又は口座振込その他委託者が指定した方法により支払わなければならない。

(委託手数料の率)

卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に取扱品目ごとに、次の定率以内の率を乗じて得た金額とする。

- 野菜及びその加工品 100分の10
- 果実及びその加工品 100分の8
- 花卉及びその加工品 100分の10
- その他の従いたる生鮮食料品等 100分の10

(出荷奨励金の交付)

卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、卸売金額の取扱品目ごとに、次の交付率以内の率を乗じて得た金額を出荷者に対して出荷奨励金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）として交付することができる。

野菜、果実、花卉及びその加工品 100 分の 1.7

- 2 前項の出荷奨励金の交付は、次のいずれかに該当する場合は交付してはならない。
  - (1) 当該出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあると認められるとき。
  - (2) 当該出荷奨励金の交付が、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 当該出荷奨励金の交付が、取扱品目の安定的供給の確保に資するものでないと認められるとき。

(買受代金の支払義務)

買受人は、卸売業者から買い受けた物品の買受代金を買い受けた日の 5 日後（卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに現金又は口座振替その他卸売業者が指定した方法により支払わなければならない。

- 2 前項の特約が、次のいずれかに該当する場合は、これを行ってはならない。
  - (1) 当該特約が、その他の買受人に対して不当な差別的な扱いと認められるとき。
  - (2) 当該特約が、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあると認められるとき。
  - (3) 当該特約が、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるとき。

(完納奨励金の交付)

卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、卸売金額に取扱品目ごとに次の交付率以内の率を乗じて得た金額を、買受人に対して完納奨励金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）として交付することができる。

野菜、果実、花卉及びその加工品 100 分の 0.7

- 2 買受人組合が一括代払いをした買受人は、前項に加え卸売金額に取扱品目ごとに次の交付率以内の率を乗じて得た金額を、買受人組合に対して完納奨励金として交付することができる。

野菜、果実、花卉及びその加工品 100 分の 0.3

- 3 第 1 項及び第 2 項の完納奨励金の交付は、次のいずれかに該当する場合は交付してはならない。
  - (1) 当該完納奨励金の交付が、市場としての財務の健全性を損なうおそれがあると認められるとき。
  - (2) 当該完納奨励金の交付が、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 当該完納奨励金の交付が、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがあると認められるとき。

(その他の決済の方法)

市場における売買取引の決済については、上記に定めるほか、取引当事者間で決定した期日までに現金又は口座振替その他取引当事者間で決定した方法により支払わなければならない。